

通関関係業務編

VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第8回 WG	基本 IV-4	NACCS専用口座の廃止
----	----------	-----------	------------	--------------

- ・ NACCS専用口座について平成28年度末までに廃止する。

詳細仕様検討結果

- ・ NACCS専用口座については、平成28年度末までに廃止する。※廃止に伴う留意事項はWG資料参照

1. NACCS専用口座とリアルタイム口座の比較等

（平成27年12月31日現在）

項目	専用口座振替	リアルタイム口座振替
サービス開始時期	昭和53年8月	平成20年10月
対応金融機関	銀行：41行51支店	銀行：72行全支店 信用金庫：197信用金庫
サービス提供時間（最大※1）	年中 06:00～21:00（※2）	年中 00:00～24:00（※3）
入出金	入金のみ可（出金不可）	入出金可
口座用途	NACCSによる関税等納付のみ	一般口座のため、NACCSによる関税等納付以外にも使用可能
口座残高の積増し	翌日反映	即時反映
領収証書	発行可能	マルチペイメントの仕組み導入に伴い、領収書の発行は省略（NACCSから振替完了通知書の出力が可能）

※1 NACCSが提供している時間帯の中で最長の時間帯を掲載。

※2 銀行グループ毎に異なる。

※3 銀行毎に異なる。また、以下のMPNのサービス時間外を除く。1月1日 20:15～1月2日 05:40 6月、9月の第3日曜日 00:00～05:40

2. NACCS専用口座とリアルタイム口座使用実績比

（平成27年10月29日～平成27年12月31日実績）



（平成26年第8回WG時点：リアルタイム80.8% 専用19.2%）

（平成26年第8回WG時点：リアルタイム40.8% 専用59.2%）

VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

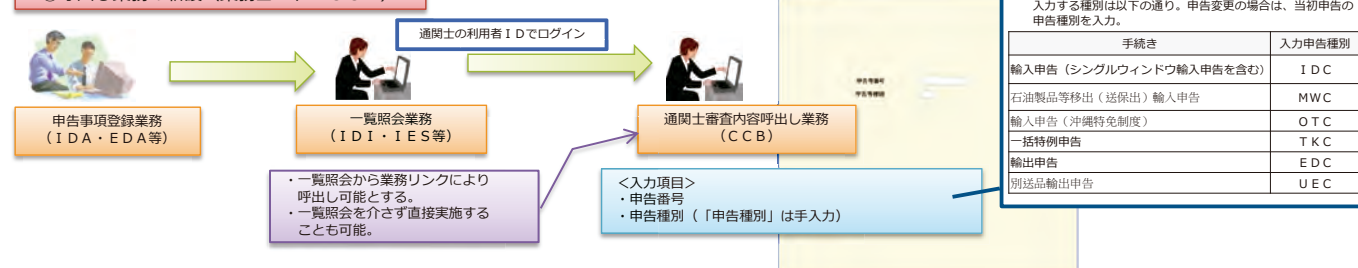
通関	航空 海上	第 9 回 第13回 WG 第16回	基本 IV-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（1）
----	----------	--------------------------	------------------	---------------

- ・通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。

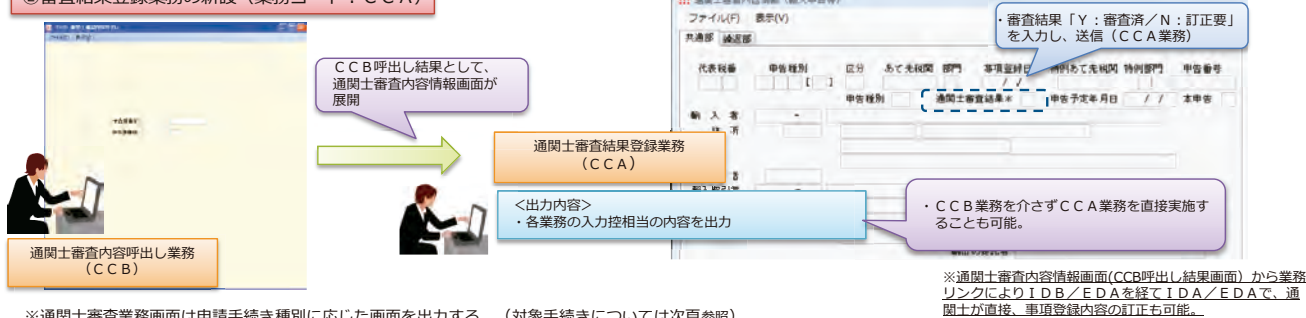
詳細仕様検討結果

- ① 事項登録された申告情報のうち、通関士審査が必要な申告について呼び出しできる業務を新設。
- ② 当該呼出し業務から呼び出された申告について、通関士審査の結果登録業務を新設。

①呼出し業務の新設（業務コード：CCB）



②審査結果登録業務の新設（業務コード：CCA）



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第 9 回 第13回 WG 第16回	基本 IV-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（2）
----	----------	--------------------------	------------------	---------------

詳細仕様検討結果

1. 通関士審査業務の対象となる申告等手続一覧

	対象となる申告・申請手続き (案)	照会 対象
輸 入	輸入申告 (IDC)	○
	シングルウィンドウ輸入申告 (SWC)	○
	石油製品等移出 (総保出) 輸入申告 (MWC)	○
	輸入申告 (沖縄特免制度) (OTC)	○
	一括特例申告 (TKC01)	○
	輸入申告変更 (IDE)	○
	石油製品等移出 (総保出) 輸入申告変更 (MWE)	○
輸 出	輸入申告変更 (沖縄特免制度) (OTE)	○
	輸出申告 (EDC)	○
	輸出許可内容変更申請 (EAC)	○
	別送品輸出申告 (UEC)	○
	別送品輸出許可内容変更申請 (UAC)	○
	輸出申告変更 (EDE)	○
	別送品輸出申告変更 (UEE)	○

2. 「通関士審査内容呼出し (CCB)」業務に業務リンクする各種申告一覧照会業務 (IDI, IES等) に、以下の機能を新設する。

- ① 通関士審査の必要な申告番号を抽出する為、照会種別に「K: 通関士審査対象一覧」を追加する
- ② 一覧照会の出力画面に、通関士審査結果を表示する項目を追加する。

(一覧照会情報の出力画面イメージ)

新規出力項目②
通関士審査結果を出力する項目を追加。

「通関士審査結果」出力表示例

申告の状態	表示
未審査 (事項登録済み)	スペース
審査済	Y
訂正要	N
申告済	D

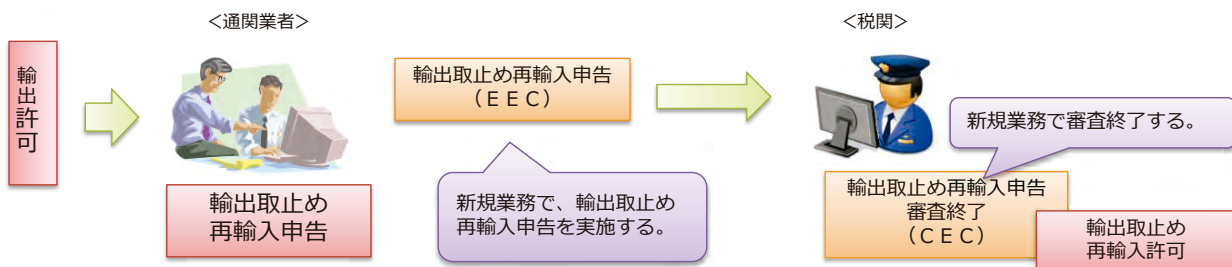
VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（1）
----	----------	------------	------------------	---------------------

- ・ 輸出取止め再輸入手続について、新たにシステム化の対象とする。

詳細仕様検討結果

輸出取止め再輸入申告をNACCSで実施可能とする。



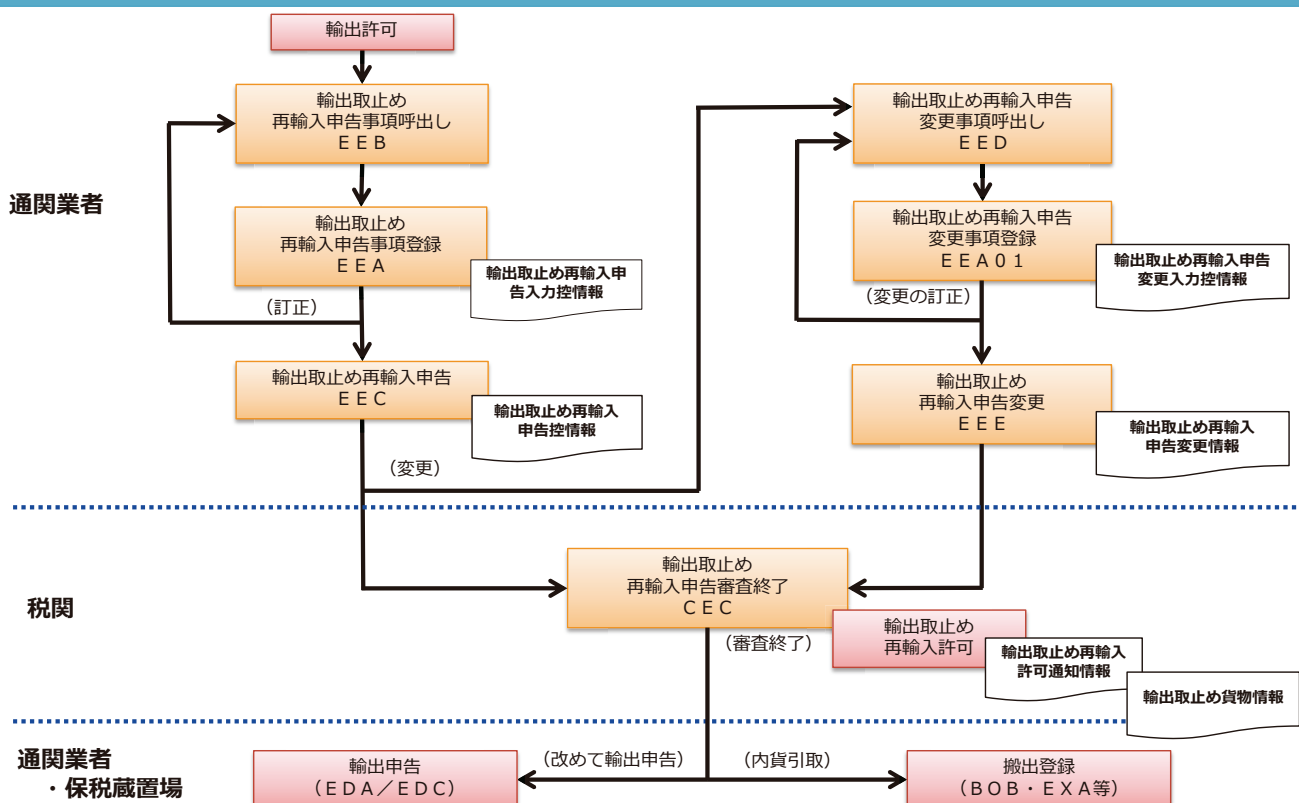
機能の概要

- 輸出取止め再輸入の事項登録（EEA）、呼出し（EEB）、申告（EEC）、申告変更事項登録（EEA01）、申告変更呼出し（EED）、申告変更（EEE）及び当該申告等に対する税関の審査終了（CEC）の各業務を新設する。なお、呼出し業務（EEB）においては、輸出許可情報から事項登録に必要な情報を呼出し可能とする。
- 「申告添付登録（MSX）」業務の対象とする。
- チェック及び処理は、現状の「許可・承認等情報登録（輸出）（PAE）」業務の種別「CEP：輸出取止め再輸入」と同様のものとする。
（例）・輸出取止め再輸入許可により、輸出取止め再輸入申告が許可された旨の「輸出取止め貨物情報」を蔵置場に配信する。
・海上貨物においては、出港予定年月日以降は輸出取止め再輸入申告が実施できない。
- 輸出取止め再輸入申告が実施されることにより、船積み又は搭載がエラーとなるようにする。

VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（2）
----	----------	------------	------------------	---------------------

詳細仕様検討結果



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（1）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

- ・ 関税割当制度適用輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認（裏落とし）を数量管理業務で行うこととする

詳細仕様検討結果

関税暫定措置法及びEPAにおける関税割当を対象とする数量管理業務を設け、輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認を数量管理業務で行うこととする。

1. システムにおいて残数量等管理を行うため、以下の業務を新設する。

業務	業務名	入力者	概要
TQA	関税割当証明書内容登録	通関業 輸出入者	・ 関税割当証明書に係る情報を登録し、登録が完了すると帳票「関税割当証明書内容登録情報」を入力者に出力し「NACCS用関税割当証明書番号」を払い出す。また、登録した内容について、税関において「関税割当証明書内容確認（CQA）」業務による確認がされた後、システムでの残数量管理が可能となる。なお、税関において確認が実施されなかった場合は、期間満了日を一定期間経過後削除する。
TQE	関税割当証明書内容訂正	通関業 輸出入者	・ 「関税割当証明書内容登録（TQA）」業務で登録した内容の訂正及び削除を行う。 税関により「関税割当証明書内容確認（CQA）」業務が実施されるまで、入力可能とする。 ・ 入力完了時に、帳票「関税割当証明書内容訂正情報」を入力者に出力する。
TQC	関税割当裏落数量仮登録	通関業 輸出入者	・ 輸入申告で関税割当を適用する数量等を入力する。「関税割当証明書内容呼出し（TQB）」業務の呼び出し結果からの入力を可能とする。 ・ 入力完了時に、帳票「関税割当裏落数量仮登録情報」をTQA業務及びTQC業務の入力者に出力し、残数量の仮引き落としを行う。
TQB	関税割当証明書内容呼出し	税関 通関業 輸出入者	・ 「NACCS用関税割当証明書番号」と「呼出し識別」を入力し、NACCSに登録された証明書内容の呼び出しを行う。 ・ 呼出し結果の画面からTQE、TQCの業務を可能とする。
ITQ	関税割当証明書内容照会	税関 通関業 輸出入者	・ 「NACCS用関税割当証明書番号」を入力し、登録した関税割当証明書内容を照会する。 照会結果の出力項目は、証明書の共通部及び、裏落とし履歴とする
CQA	※参考 関税割当証明書内容確認	税関	・ TQA業務及びTQE業務で入力された内容について、税関にて確認を行う。 ・ 関税割当証明書のシステム管理終了についても本業務にて登録する。
CQC	※参考 関税割当裏落数量内容税関確認後訂正確認	税関	・ 当初TQC業務により登録された内容を輸入者又は通関業者が訂正した場合、訂正内容について税関による確認を行う。



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（2）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

2. システムにおける残数量等管理業務の流れ

（1）関税割当証明書のNACCSへの登録

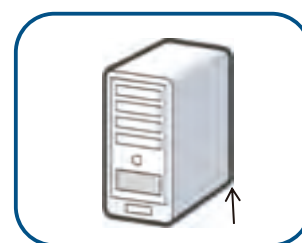
通関業者・輸入者



③ 「関税割当証明書内容登録（TQA）」業務

⑤ 関税割当証明書内容登録通知情報控を配信
（NACCS用関税割当証明書番号の通知）

TQA入力画面イメージ



NACCS

④ 関税割当証明書に係る情報が
NACCSに登録される

① 関税割当申請

② 関税割当証明書交付

関税割当証明書
発給主務官庁



関税割当証明書内容登録業務で入力する項目

- ・ 関税割当証明書番号
- ・ 証明書種別（関税割当/EPA関税割当）
- ・ 輸入者情報
- ・ 割当期間
- ・ 割当対象品目
- ・ 割当数量
- ・ その他事項

etc

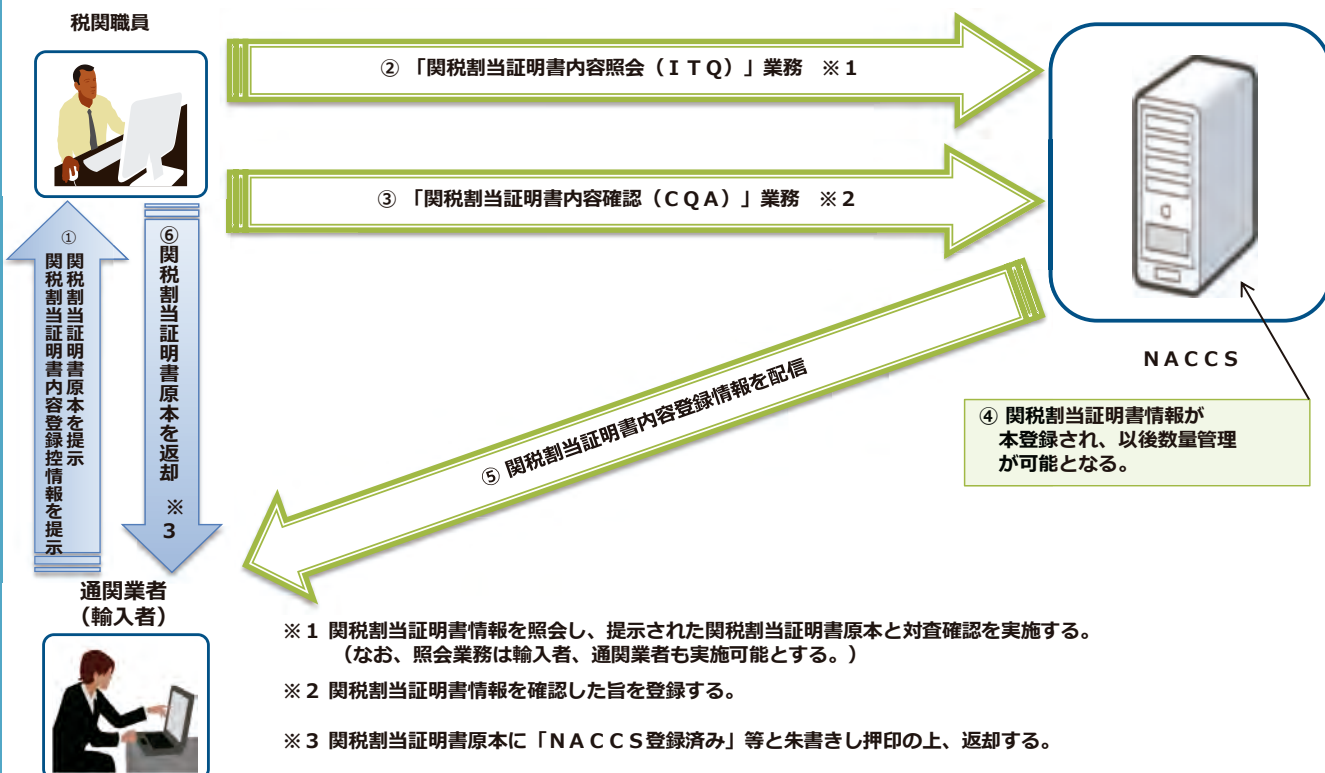


VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（3）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

（2）関税割当証明書の税関による内容確認

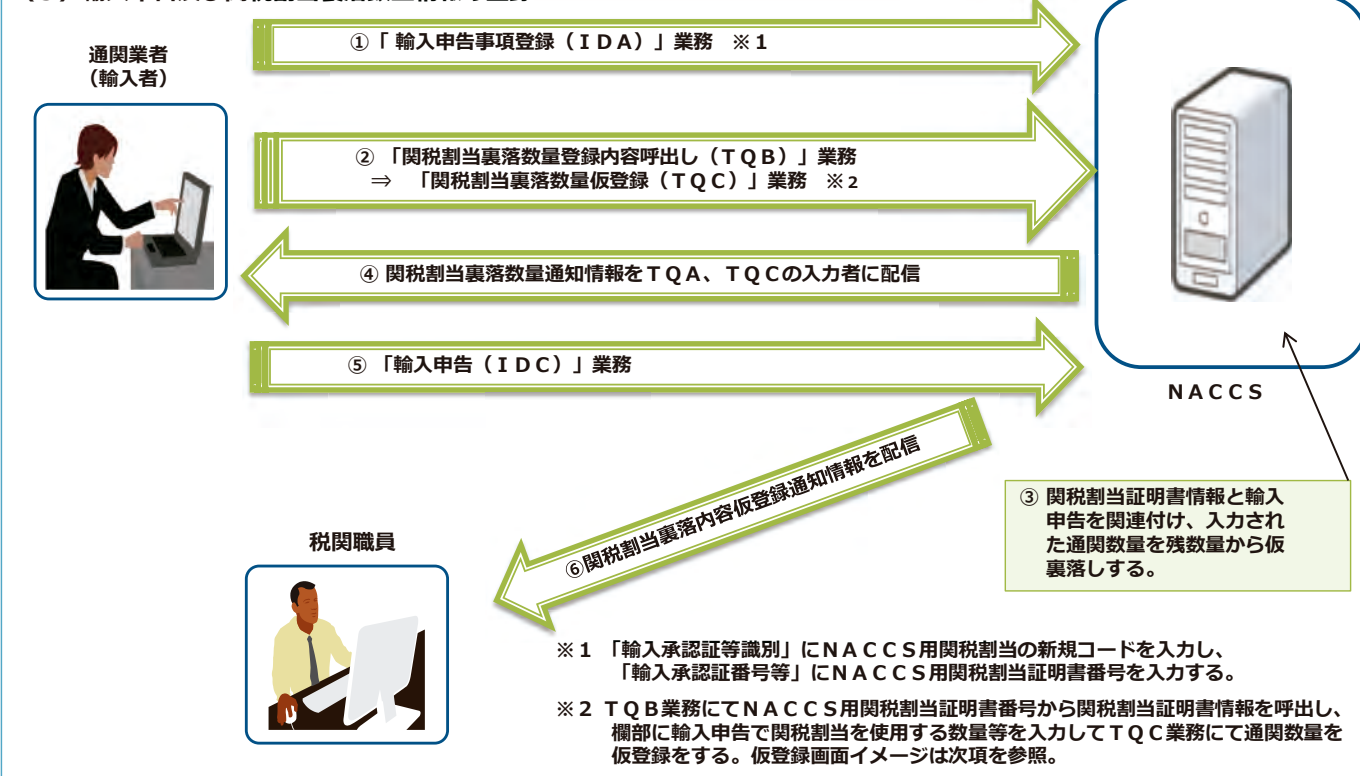


VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（4）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

（3）輸入申告及び関税割当裏落数量情報の登録



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（５）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

関税割当裏落数量仮登録 （TQC）画面（イメージ）

■使用可能な残数量が表示される。

■輸入申告で使用する通関数量等を入力する。※税関が確認するまでは訂正可能とする。

■裏落数量仮登録を取消す場合は、取消しのコードを入力する。

■税関の了承を得た上で、裏落数量税関確認後の訂正も可能とする。

■裏落数量の登録に係る状況が表示される。
（※状況コード及び名称は仮のもの）
R：仮登録済み
C：仮登録取消済み
Y：税関確認済み
T：税関確認後訂正の税関確認済み



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（６）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

（４）関税割当裏落数量確認情報の登録（税関業務）

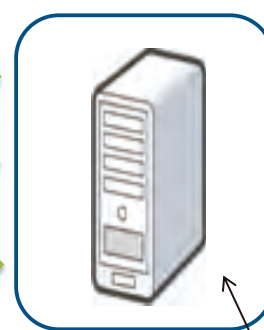
税関職員



① 「輸入申告情報照会（IID）」業務

② 「関税割当証明書内容照会（ITQ）」業務 ※

③ 「輸入申告審査終了（CEA）」業務



NACCS

通関業者
（輸入者）



⑤ 関税割当裏落内容確認結果通知情報をTQA、TQCの入力者に配信

④ 仮登録されていた関税割当裏落数量を確定し、残数量から引落とす。

※ 「輸入承認番号等」欄に入力されたNACCS用関税割当証明書番号から呼出すことにより、関税割当証明書情報及び裏落情報が表示されるので、税関職員はそれを輸入申告情報と対査確認する。誤りがあった場合は、輸入者（通関業者）に連絡し、輸入者（通関業者）は訂正業務を実施する。

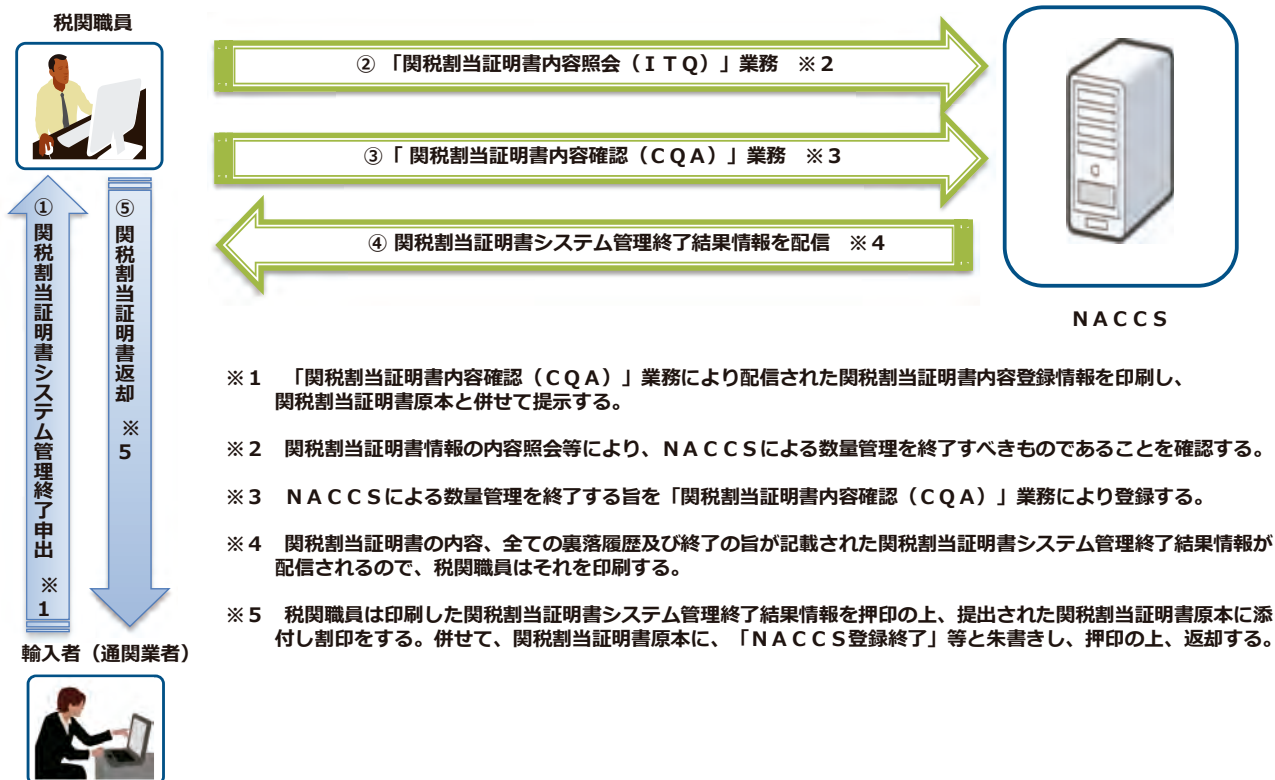


VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（7）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

（5）関税割当証明書情報のNACCS管理終了の手続



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG 第21回	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（1）
----	----------	-------------------------	--------------	--------------------

- ・ 現在、紙ベースで行われている損害保険業務について、NACCSとのデータ連携による利便性向上について検討し、① 包括保険申請手続のオンライン業務化、② 当該包括保険による輸入実績のデータ集計・提供 の実現を目指す。

詳細仕様検討結果

1. 包括保険に係る情報を損害保険会社が仮登録、輸入者（海貨業者・通関業者）が本登録する仕組みを構築する。概要は以下のとおり。
※ 現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、第6次NACCS更改後、そのあり方について検討する。

1. 第6次NACCS更改を機に、現行の「包括保険申請」業務手続のほかに、新たに「包括保険確認登録（HKA）」業務を新設し、包括保険指数を税関を通さずNACCSに直接登録して包括保険扱いを受けることを可能とする。当該登録手順は以下のとおり。
 - ① 輸入者より包括保険扱いの依頼を受けた損害保険会社は、包括保険に係る情報を「包括保険仮事項登録（HHA）」業務によりNACCSに仮事項登録（送信）する。
 - ② ①の仮事項登録に基づき、包括保険指数を自動計算のうえ、包括保険番号を払い出す。
 - ③ 損害保険会社は、返信の内容を確認し問題が無ければ、「包括保険仮登録（HHC）」業務を実施する。（損害保険会社は、HHC業務を実施した後、輸入者に対して仮登録した保険情報を損害保険会社の管理において通知する。）
 - ④ 保険情報の通知を受けた輸入者は、保険情報の内容を確認する。その上で保険情報に問題が無ければ、輸入者並びにその委託を受けた海貨業者又は通関業者は、包括保険番号で「包括保険確認登録呼出し（HKB）」業務により損害保険会社が仮登録した情報を呼出す。
 - ⑤ 輸入者、海貨業者又は通関業者は、呼び出した仮登録情報に対して「包括保険確認登録（HKA）」業務を実施する。
2. 上記手順により登録が行われる場合、包括保険証明書等の税関への提出等は不要となる。
3. システム登録を利用した場合、原則有効期限管理は不要とするが、運用上期限管理が必要なときは有効期限を設定可能とし、設定時には「輸入申告事項登録（IDA）」業務等の実施時点で有効期限の2週間前を過ぎていれば、注意喚起メッセージを出力する。
4. 「包括保険仮事項登録（HHA）」業務について、新規、料率変更、訂正の区分を設ける。
5. 「包括保険照会（IIN）」業務（個別照会、一覧照会）を新設する。

2. 包括保険に係る輸入実績報告において、輸入者に対し輸入実績データを集約して電子情報で提供する仕組みを構築する。
 - ＜NACCSから輸入実績データを提供する者＞
→ データの提供は、NACCS→輸入者とし、通関業者、海貨業者、損害保険会社には直接提供しない。
 - ＜提供するデータの項目・提供方法等について＞
→ データの提供は、毎月1日、11日、21日にNACCSシステムへ登録のある輸入者へ提供（配信）する。

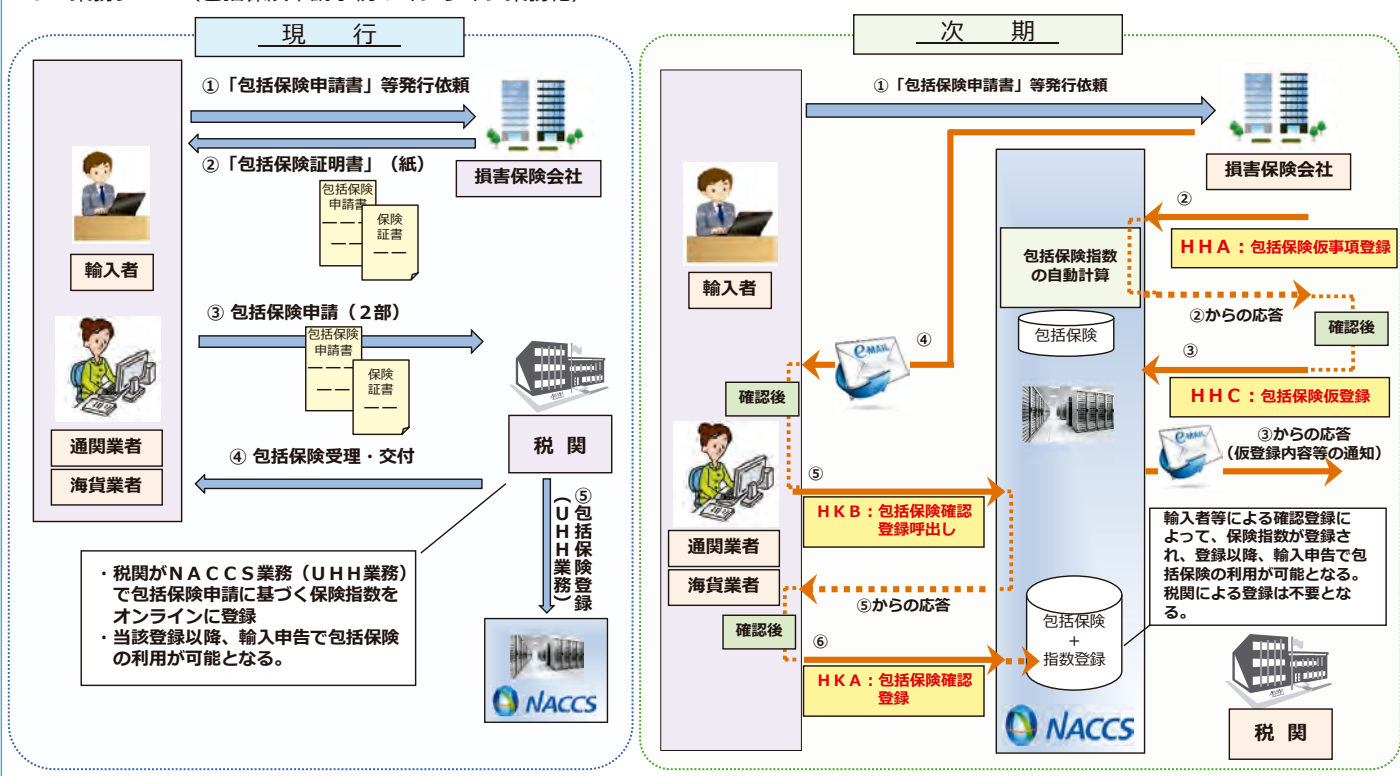


VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第16回 第21回	WG	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（2）
----	----------	----------------------	----	--------------	--------------------

詳細仕様検討結果

3. 業務フロー（包括保険申請手続のオンライン業務化）



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第16回 第21回	WG	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（3）
----	----------	----------------------	----	--------------	--------------------

詳細仕様検討結果

4. 新規業務一覧

Web メニュー画面	業務コード (Web業務コード)	業務名	業務概要	入力者	入力者チェック	Web	パッケージ ソフト
【仮登録】 入力画面	HHA (HHAOW)	包括保険仮事項登録	HHC業務に先立ち、包括保険（仮事項登録）情報を新規登録、料率変更、訂正する。	損害保険会社	新規登録：なし 料率変更：包括保険番号 パスワード 訂 正：包括保険番号 パスワード 輸入者コード	○	○
【仮登録】 呼出画面	HHB (HHBOW)	包括保険仮事項登録 呼出し	仮事項登録されている包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続いて遷移するHHA業務にて、料率変更、訂正を行うことができる。	損害保険会社	包括保険番号 パスワード 輸入者コード	○	○
【仮登録】 確定画面	HHC (HHCOW)	包括保険仮登録	HHA業務により仮事項登録された包括保険情報について、内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の仮登録を行う。	損害保険会社	包括保険番号 パスワード 輸入者コード	○	○
-	HKA	包括保険確認登録	HKB業務により呼び出した包括保険情報について、内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を行う。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号 パスワード 輸入者コード	×	○
-	HKB	包括保険確認登録 呼出し	損害保険会社により仮登録された包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は引き続いて遷移するHKA業務により、本登録を行うことができる。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号 パスワード 輸入者コード	×	○
【仮登録】 照会画面	IIN (IINOW)	包括保険照会	一覧照会 個別照会	損害保険会社	なし	○	○
輸出入者 情報照会	IIE (IIEOW)	輸出入者情報照会	入力された輸出入者コードに基づき、輸出入者名及び住所を照会する。また、入力された輸出入者名に基づき、輸出入者コード、輸出入者名及び住所を照会する。	全利用者	なし	○	○

VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG 第21回	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（4）
----	----------	-------------------------	--------------	--------------------

詳細仕様検討結果

5. 主要業務概要

（1）「包括保険仮登録（HHA）」業務

- ① 「包括保険仮登録（HHC）」業務に先立ち、包括保険（仮事項登録）情報を新規登録、料率変更、訂正する。
- ② 処理区分は、「1：新規登録」「2：料率変更」「3：訂正」とする。
- ③ 料率変更及び訂正の場合は、「包括保険仮事項登録呼出し（HHB）」業務で情報を呼出して行う。
- ④ 処理区分「2：料率変更」の場合は、新たに包括保険番号を払い出す。
処理区分「3：訂正」の場合は、新たに包括保険番号は払い出さない。
- ⑤ 料率変更は、「包括保険確認登録（HKA）」業務実施前は処理区分「3：訂正」で行い、HKA業務実施後は処理区分「2：料率変更」で行う。
- ⑥ 処理区分「3：訂正」の場合は、既存の包括保険番号の情報を入力内容で上書きする。
- ⑦ 登録した包括保険情報は、HHC業務が行われない場合には一定期間経過後システムから削除される。
- ⑧ 登録した包括保険情報は、輸入者、海貨業者又は通関業者によるHKA業務実施までは、輸入申告系業務で使用できない。
- ⑨ HHC業務実施時に出力する「包括保険仮登録情報控」（PDF帳票）、HKA業務実施時に出力する「包括保険本登録情報控」（PDF帳票）を損害保険会社に通知するための宛先として「仮登録完了・登録完了メール送信先アドレス」を登録可能とする。
- ⑩ 包括保険指数を登録する各業務及び「包括保険照会（IIN）」業務の入力項目の1つである「パスワード」を英数字（大文字のみ）4桁で登録する（パスワードは「包括保険仮登録情報控」に記載）。パスワードの訂正は、当業務の処理区分「3：訂正」で実施する。
- ⑪ net保険料指数を算出する。
- ⑫ WebNACCSにおいても次の機能を実装する。
・Web画面上に入力したデータを外部ファイルとして保存する機能
・外部ファイルを入力画面に展開する機能

（2）「包括保険仮事項登録呼出し（HHB）」業務

- ① 「包括保険仮事項登録（HHA）」業務でシステムに登録した包括保険情報を呼び出す。
- ② 呼び出された情報は引き続いて遷移するHHA業務にて料率変更、訂正が可能である。
- ③ 入力項目は「処理区分」「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」とする。

（3）「包括保険仮登録（HHC）」業務

- ① HHA業務で登録された包括保険情報について内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の登録を行う。
- ② 「包括保険仮登録情報控」をPDF化して出力し、HHA業務で登録した損害保険会社のメールアドレス宛にe-mailで送信する。



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG 第21回	基本 IV-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（5）
----	----------	-------------------------	--------------	--------------------

詳細仕様検討結果

（4）「包括保険確認登録（HKA）」業務

- ① HKB業務により呼び出した包括保険情報について内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を輸入者、海貨業者又は通関業者が行う。
- ② 本業務実施後、登録した包括保険情報を輸入申告系業務で使用可能とする。
- ③ 入力項目は、「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」「適用開始年月日」「適用終了年月日」とする。
- ④ HHA業務で料率変更した際は、「料率変更前包括保険番号適用終了年月日」を本業務で入力する。
- ⑤ 「包括保険本登録情報控」をPDF化して出力し、HHA業務で登録した損害保険会社のメールアドレス宛にe-mailで送信する。

（5）「包括保険確認登録呼出し（HKB）」業務

- ① 輸入者による確認が必要な包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続いて遷移するHKA業務にて輸入者、海貨業者又は通関業者が確認登録を行う。
- ② 入力項目は「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」とする。

（6）「包括保険照会（IIN）」業務

- ① 入力者は、(a)個別照会については輸入者、海貨業者、通関業者、損害保険会社とし、(b)一覧照会については損害保険会社のみとする。
- ② 個別照会機能と一覧照会機能を設ける。照会できるのは新規業務で包括保険情報を登録した分のみとする。
(a) 個別照会
・入力項目は、「包括保険番号」「照会区分」「パスワード」「輸入者コード」とする。
(b) 一覧照会
・1回での照会件数は最大200件とし、200件を超える場合は照会情報を再度送信することにより次の200件を照会する。
・入力者の利用者コード単位にHHC業務実施日が新しい順に出力し、一覧照会情報のCSVダウンロード機能を実装する。

6. 期限管理

- （1）システム登録を利用した場合、有効期限管理は不要とするが利用者が運用上期限管理を必要とする際は有効期限設定を可能とする。

- （2）期限管理の設定方法は以下のとおり。

- ① 有効期限を設定する場合
・HHA業務の処理区分「1：新規登録」で「適用終了年月日」を入力する。
・HKA業務で「適用終了年月日」を入力する。
- ② 後から有効期限を設定する場合、または有効期限を変更する場合
・HKA業務で「適用終了年月日」を入力する。「適用終了年月日」を上書きすることで変更も可能。
- ③ 無期限の場合は「適用終了年月日」は入力不要とする。



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

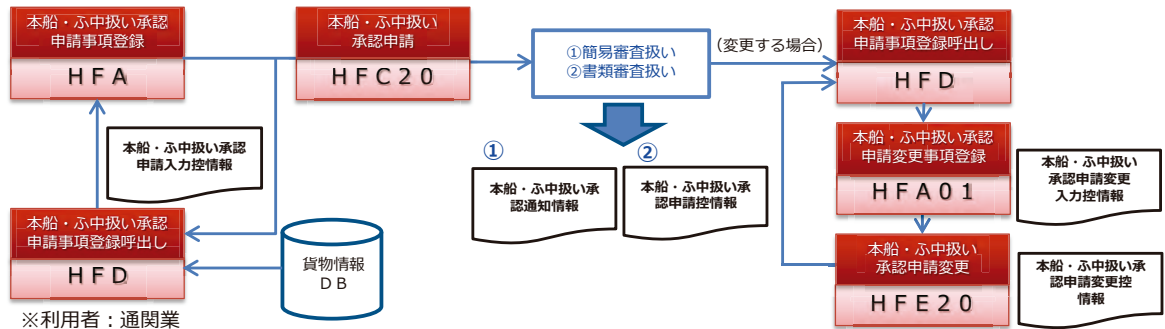
通関	海上	第10回WG	基本 IV-5-1-(2)	事項登録業務・確認業務の新設（1）
----	----	--------	------------------	-------------------

・ 現行において事項登録業務等がない業務について、利用者からの要望に基づき新たに事項登録業務を提供する。

詳細仕様検討結果

1. 「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務

次期においては **現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成**し、申請内容を事前に確認できるようにする。



※利用者：通関業

業務仕様の概要

1	事項登録業務である「本船・ふ中扱い承認申請事項登録（HFA）」業務を新設し、本船・ふ中扱い承認申請情報の事前登録・保存を可能とする。
2	HFA業務の利用は選択可能とし、従来通りの「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務での本船・ふ中扱い承認申請も可能とする。
3	呼出し業務である「本船・ふ中扱い承認申請事項登録呼出し（HFD）」業務を新設し、HFD業務実施前に、HFA業務でシステムに登録済の本船・ふ中扱い承認申請情報、またはシステムに登録されている貨物情報の呼出しを可能とする。
4	事項登録時専用の申請業務である「本船・ふ中扱い承認申請（HFC20）」業務を新設し、HFA業務による事項登録後、登録内容を利用した本船・ふ中扱い承認申請を可能とする。
5	HFA業務にて登録した本船・ふ中扱い承認申請情報は、HFC20業務実施までの間に訂正できる。なお、訂正においては、従来通りの呼出し業務及び申請業務も実施可能とする。
6	HFA業務、HFC20業務で登録した内容は、「本船・ふ中扱い承認申請照会（IHF）」業務において照会可能とする。

（参考）事項登録業務・確認業務の追加（その他）
以下の業務についても、追加を検討したが、結果として特段の対応は実施しないこととした。

- ・ 「とん税納付申告（TPC）」業務
- ・ 「輸出自動車情報登録（MOA）」業務
- ・ 「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務
- ・ 「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」業務
- ・ 上記のほかにマニフェスト通関に関連する業務（MIE、MEE、MAF）



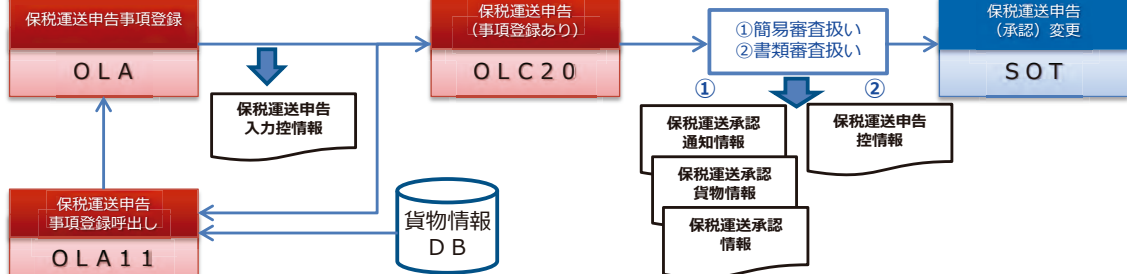
VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

貨物	海上	第8回WG	基本 IV-5-1-(2)	事項登録業務・確認業務の新設（2）
----	----	-------	------------------	-------------------

詳細仕様検討結果

2. 「保税運送申告（OLC）」業務

次期においては **現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成**し、申告内容を事前に確認できるようにする。



※利用者：船会社、船舶代理店、CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC

業務仕様の概要

1	事項登録業務である「保税運送申告事項登録（OLA）」業務を新設し、保税運送申告情報の事前登録・保存を可能とする。
2	OLA業務の利用は選択可能とし、従来通りの「保税運送申告業務（OLC）」業務での保税運送申告も可能とする。
3	呼出し業務である「保税運送申告事項登録呼出し（OLA11）」業務を新設し、OLC20業務（次項参照）実施前に、OLA業務でシステムに登録済の保税運送申告情報、又はシステムに登録されている貨物情報の呼出しを可能とする。
4	OLA業務による事項登録後、事項登録時専用の申告業務である「保税運送申告（事項登録あり）（OLC20）」業務を新設し、事項登録内容を利用した保税運送申告を可能とする。
5	OLA業務にて登録した保税運送申告情報は、OLC20業務実施までの間に訂正できる。
6	OLC20業務において搬入時申告、搬入時個別運送、搬入時特定保税運送または開庁時申告を選択した場合、当該申告の自動起動前であれば、OLA11業務による保税運送申告情報の呼出しと、OLA業務による訂正を可能とする。
7	OLA業務、OLC20業務で登録した内容は、「保税運送申告照会（IOL）」業務において照会可能とする。



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

貨物 通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務の海上貨物への対応（1）
----------	----------	------------	---------------	------------------------------------

- ・海上で登録されている機用品について、「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務を行えるようにする。また、機用品について、総保入承認申請業務を行えるようにする。

詳細仕様検討結果

現 行

1. 海上で登録されている機用品について、「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務を行うことができないため、「蔵入承認申請（IDA／IDC）」業務を行った後、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（CIB）」業務にて在庫登録を行っている。登録する際にはCIF価格等を手計算している。
2. 機用品の総保入承認申請業務が機用品関連業務と連携できないため、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（CIB）」業務にて在庫登録を行っている。



次 期

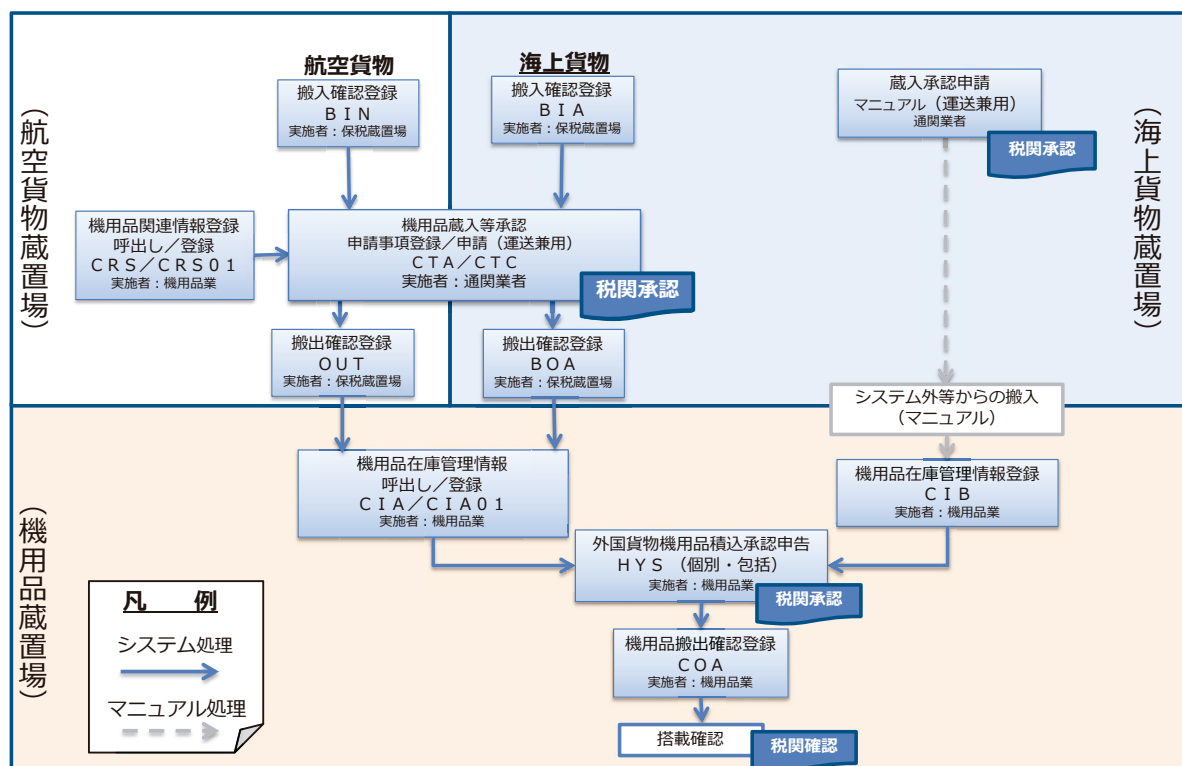
1. 海上貨物で登録されている貨物について、「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務を行えるようにする。
 2. 機用品について、総保入承認申請業務を「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務で行えるようにする。

Ⅵ 主な詳細仕様検討結果（通関）

貨物 通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務の海上貨物への対応（2）
----------	----------	------------	---------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

1. 機用品関連業務の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてCTA／CTCを実施した場合）

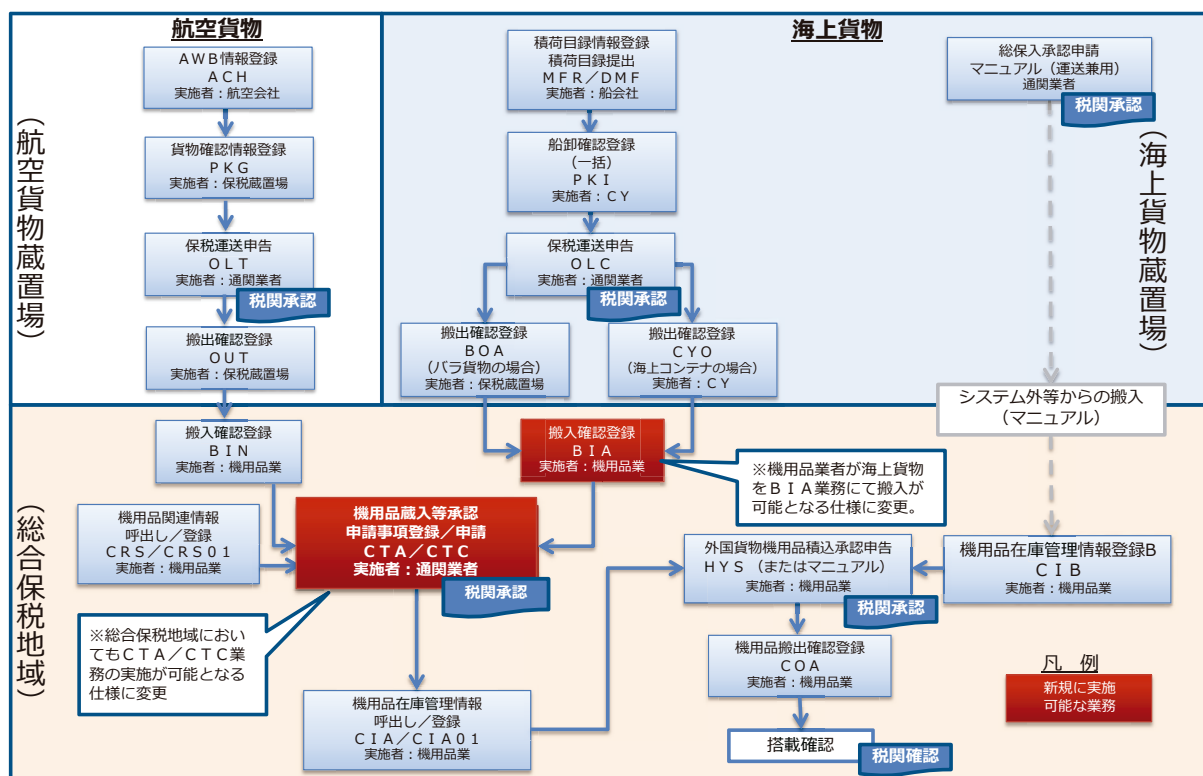


VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

貨物 通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応（5）
----------	----------	------------	---------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

4. 総保入機用品の次期業務フロー（総合保税蔵置場にてCTA/CTCを実施した場合）



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

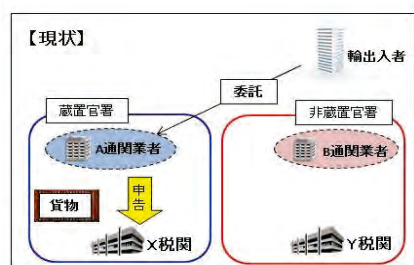
通関	航空 海上	第17回 第18回 WG 第19回	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化への対応（1）
----	----------	-------------------------	-------------	--------------------

- 輸出入申告官署の自由化に伴い必要となるシステム仕様の改変を実施する。

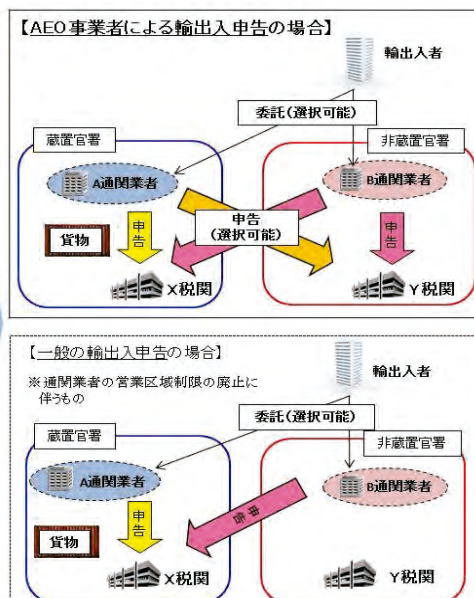
詳細仕様検討結果

1. 輸出入申告官署の自由化イメージ

- 適正通関の確保の観点から蔵置官署を申告官署とする原則は維持する。
- AEO輸出者に係る輸出申告及びAEO輸入者に係る輸入申告並びにAEO通関業者が取り扱う輸出入申告について、非蔵置官署への申告を認める。
- 通関業者の営業区域制限を廃止する。



自由化

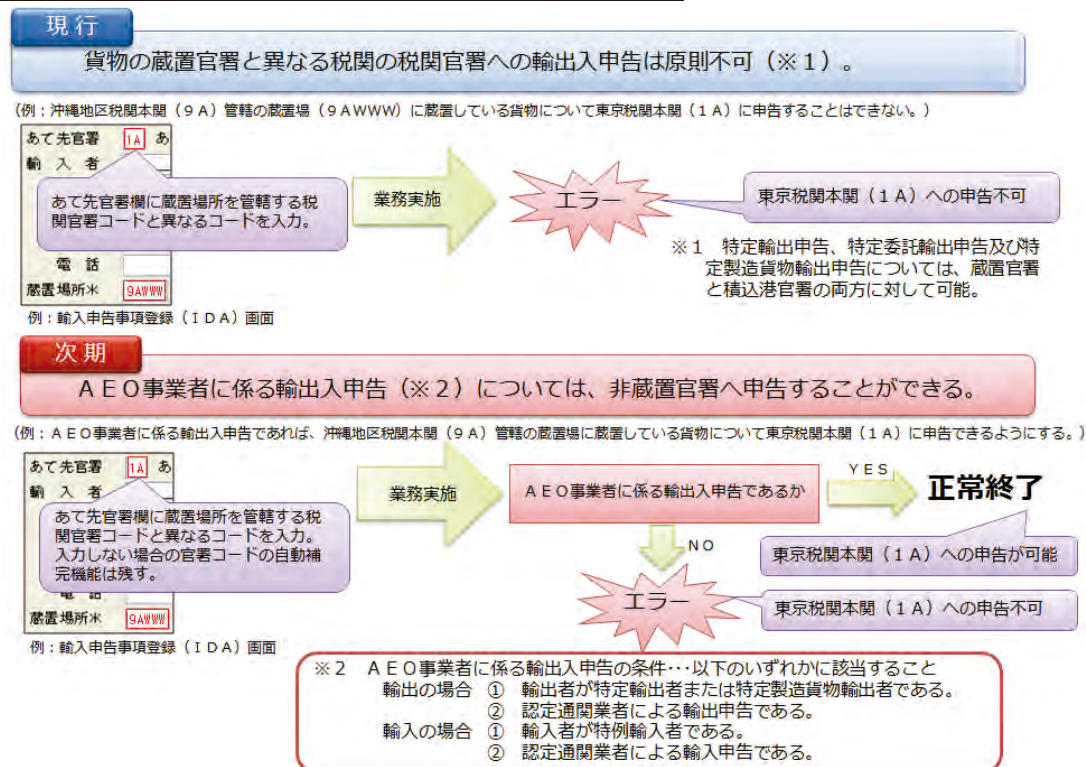


VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第17回 第18回 WG 第19回	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化への対応（2）
----	----------	-------------------------	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

2. システムにおける輸出入申告官署の自由化の対応についてのイメージ



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第17回 第18回 WG 第19回	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化への対応（3）
----	----------	-------------------------	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

3. 輸出入申告官署の自由化に係る詳細

（1）非蔵置官署への申告

以下の申告について、非蔵置官署への申告（蔵置場を管轄する税関官署以外の税関官署への申告）を認める。

- ・ AEO輸出者に係る輸出申告
- ・ AEO輸入者に係る輸入申告
- ・ AEO通関業者が取り扱う輸出入申告

	AEO通関業者	一般通関業者		AEO通関業者	一般通関業者
AEO輸出者	対象	対象	AEO輸入者	対象	対象
一般輸出者	対象	対象外	一般輸入者	対象	対象外

【備考】

- ① 特例申告及び特例委託特例申告については、引取申告官署で行う。（現行どおり）
- ② 輸入許可前引取承認申請後の輸入申告については、輸入許可前引取承認申請を行った官署にて行う。（現行どおり）
- ③ 修正申告および更正請求については、当初の輸入申告官署にて行う。（システムでは当初申告税関との一致チェックを行う。）
- ④ 輸出許可内容変更申請及び輸出取止め再輸入申告については、当初輸出許可税関または蔵置税関にて行う。

（2）営業区域の廃止に伴う申告への影響

通関業の営業区域制限の廃止に伴い、営業区域外への税関官署への申告を可能とする。

利用者	蔵置官署	申告官署	結 果
1 M X X X	1 M	1 M	正常終了（完全一致）
1 M X X X	4 M	4 M	現行：エラー終了 → 次期：正常終了（営業区域外、蔵置官署と申告官署一致）
1 M X X X	2 A	4 A	エラー終了（税関跨り／非AEO）

VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化への対応（4）
----	----------	----------------------	----	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

4. 新たに追加される入出力項目について

輸出入申告官署の自由化に伴い、輸出入申告における入出力項目に以下3項目を追加する。

項番	入出力	項目名	概要
1	入出力	検査立会者	- 検査の立ち会いを他の業者に委託する場合に当該検査の立会者のNACCS利用者コード（5桁）を入力する。なお、検査立会者は、通関業者に限るものではない。 「検査立会者」欄は、任意項目とする。また、当該欄への入力当初申告時のみ可能とし、「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務では入力不可とする（予備申告を利用する場合も、当初予備申告時のみ入力可能となる。）。 - 申告後に検査立会者を指定する場合、又は、当初申告時に指定した者を変更する場合は、新規業務「検査立会者登録（ATI）」業務を利用する。 - 申告者が検査に立会う場合、入力は不要とする。 - 検査指定票は、申告者だけでなく、当該検査立会者にも配信される。
2	出力	蔵置税関	貨物の蔵置先を管轄する官署名が出力される。
3	出力	蔵置税関部門	貨物の蔵置先を管轄する官署の通関担当部門が出力される。

VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化への対応（5）
----	----------	----------------------	----	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

5. 新規業務及び照会業務の仕様変更

輸出入申告官署の自由化に伴い、以下の業務の追加及び仕様変更を行う。

（1）「検査立会者登録（ATI）」業務の新設

当初申告時に検査立会者の登録を行わず、申告後、検査扱いが明らかとなった時点で検査立会者を登録するため、「検査立会者登録（ATI）」業務を新設する。なお、当初申告時に登録した検査立会者の変更を行う場合も、本業務を利用する。

<業務概要>

- ① 輸出入申告者が、申告番号と委託する検査立会者の利用者コード（5桁）を入力して、当該申告に係る検査立会者の登録を行う。
- ② 本業務又は当初申告時で登録した検査立会者の情報の訂正・削除を可能とする。
- ③ 検査指定が既に行われている場合は、本業務の入力を契機として、登録する検査立会者にも検査指定票を出力する。

（2）照会業務の一部仕様変更

検査立会者として登録された時点以降、検査立会者については、以下の照会業務の利用を可能とする。

- ① 「輸入申告等照会（IID）」業務
- ② 「輸出申告等照会（IEX）」業務
- ③ 「別送品輸出申告照会（IEU）」業務

VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（1）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

・第6次NACCSSにおいて、輸出入申告における入出力項目の見直しを行う。

詳細仕様検討結果

1. 入力項目（輸入）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA IDA01	MWA MWA01	TKA01	MIC MIE	CTA CTA01	DCL01	AMA	KKA	HFA HFA01 HFC HFE	TYC TZC
							輸入 申告	石油製品等 移出 (総保出)	一括特例申 告	輸入マニ フェスト通 関申告	機用品 蔵入承認 申請	卸コンテナ リスト	修正 申告	関税等更正 請求	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
1	共通部	種別追加 必須化	識別符号	1	1	入力可能な種別を増やす。 1：法人（法人番号を有する者） 2：法人番号を有しない者及び個人 3：不明	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-
2		コード変更 必須化 桁数増	輸入者等 ※輸出入者コードを 使用している項目。	1	12 →17	輸出入者コードとして使用するコードを法人番号とし (既存のJASTPROコード、税関発給コードは使用 可能) 必須項目とする（併せて桁数を12桁から17桁に 増やす）。 ① 番号体系は、「法人番号13桁+枝番4桁」の計17桁 とする ② 「識別符号」欄へ「2」を入力した場合は、法人番号 は入力不可とする。	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
3		項目追加	税関事務管理人	1	17	項目の新規追加。番号体系は「輸入者」欄と同様。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
4			税関事務管理人受理 番号	1	10	項目の新規追加。番号体系は「税関符号4桁-西暦下2 桁-通し番号4桁」の10桁を想定。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
5			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加。桁数は現行の輸入者名と同様。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
6			事前教示（評価）	2	7	項目の新規追加。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7			検査立会者	1	5	項目の新規追加。	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
8			荷主リファレンスナ ンバー	1	35	項目の新規追加。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
9			荷主セクションコー ド	1	20	項目の新規追加。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（2）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

1. 入力項目（輸入）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA IDA01	MWA MWA01	TKA01	MIC MIE	CTA CTA01	DCL01	AMA	KKA	HFA HFA01 HFC HFE	TYC TZC
							輸入 申告	石油製品等 移出 (総保出)	一括特例申 告	輸入マニ フェスト通 関申告	機用品 蔵入承認 申請	卸コンテナ リスト	修正 申告	関税等更正 請求	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
10	共通部	欄数増	輸入承認証等識別	5 →10	4	項目数を現状の5欄から10欄に増やす。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
11			輸入承認証番号等	5 →10	20	項目数を現状の5欄から10欄に増やす。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
12			包括評価申告受理番 号	1 →3	12	項目数を現状の1欄から3欄に増やす。1欄目のみを入 力した場合のみ計算する。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
13		制限緩和	B/L番号	5	20 →35	桁数を現状の20桁から35桁に増やす（海上のみ）。 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴いIAWB 番号を削除。	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○
14	欄部	桁数増	包括保険番号	1	6 →8	桁数を現状の6桁から8桁に増やす。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15		項目追加	事前教示（分類）	1	9	項目の新規追加。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16			事前教示（原産地）	1	7	項目の新規追加。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17		桁数増	原産地証明書識別	1	1 →4	桁数を現状の1桁から4桁に増やす。コード枯渇に伴う 見直し。 （詳細は「原産地証明書識別の4桁化」）	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 WG 第20回 第21回	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（3）
----	----------	---	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 入力項目（輸出）

項目 番号	共通 部／欄 部	概要	項目名	項目 欄数	項目 桁数	説明	対象業務					
							EDA EDA01 EAA	UEA UEA01 UAA	MEC MEE MAF	CLR	HFA HFA01 HFC HFE	TYC TZC
							輸出 申告	別送品 輸出 申告	輸出マニ フェスト通 関申告	積コンテナ リスト	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
1	共通 部	項目追加	識別符号	1	1	項目の新規追加。 1：法人（法人番号を有する者） 2：法人番号を有しない者及び個人 3：不明	○	-	○	-	-	-
2		コード変更 必須化 桁数増	輸出者等 ※輸出入者コードを使用して いる項目。	1	12 →17	輸出入者コードとして使用するコードを法人番号とし（既存の）ASTPROコード、税関発給 コードは使用可能）必須項目とする（併せて桁数を12桁から17桁に増やす）。 ① 番号体系は、「法人番号13桁＋枝番4桁」の計17桁とする。 ② 「識別符号」欄へ「2」を入力した場合は、法人番号は入力不可とする。	○	-	○	○	○	○
3		項目追加	税関事務管理人	1	17	項目の新規追加。番号体系は「輸出者」欄と同様。	○	○	○	-	○	○
4			税関事務管理人受理番号	1	10	項目の新規追加。番号体系は「税関符号4桁-西暦下2桁-通し番号4桁」の10桁を想定。	○	○	○	-	○	○
5			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加。桁数は現行の輸出者名と同様。	○	○	○	-	○	○
6			検査立会者	1	5	項目の新規追加。	○	○	○	-	-	-
7			荷主リファレンスナンバー	1	35	項目の新規追加。	○	-	○	-	-	-
8			荷主セクションコード	1	20	項目の新規追加。	○	-	○	-	-	-
9		欄数増	輸出承認証等識別	5 →15	4	項目数を現状の5欄から15欄に増やす。	○	-	-	-	-	-
10			輸出承認証番号等	5 →15	20	項目数を現状の5欄から15欄に増やす。	○	-	-	-	-	-



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 WG 第20回 第21回	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（4）
----	----------	---	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 入力項目（輸出）（続き）

項目 番号	共通 部／欄 部	概要	項目名	項目 欄数	項目 桁数	説明	対象業務					
							EDA EDA01 EAA	UEA UEA01 UAA	MEC MEE MAF	CLR	HFA HFA01 HFC HFE	TYC TZC
							輸出 申告	別送品 輸出 申告	輸出マニ フェスト通 関申告	積コンテナ リスト	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
11	共通 部	必須化 (条件付) 桁数増	バンニング場所コード	5	12 →17	コンテナ貨物でありシステムから情報を補完できない場合のみ必須項目とする。	○	-	-	-	-	-
12		必須化 (条件付)	バンニング場所名	1	70	※「バンニング場所コード」欄は、輸出入者コードを入力する場合があることから、桁数を12桁 から17桁に増やす。 ① 「バンニング場所コード」欄は、申告前においてコンテナ詰めを行った場合に必須化の対象と する。 ② 搬入前申告においては、申告時バラ貨物であっても許可前にコンテナ詰めがされる可能性があ ることから、コンテナ詰めを予定している貨物についてのみ、搬入前申告時に「コンテナ本 数」欄及びバンニング場所関連項目を入力することとし、C Y搬入後の許可段階で入力があ らなかった場合はエラーとする。 ③ 「バンニング場所名」欄から「バンニング場所住所3」欄は、「バンニング場所コード」欄に バスケットコードが入力された場合にのみ必須項目とする。 ④ 「バンニング場所住所4」欄は、そもそも入力の必要が無い場合も想定されることから、現状 どおり任意項目とする。	○	-	-	-	-	-
13			バンニング場所住所1 (都道府県)	1	15		○	-	-	-	-	-
14			バンニング場所住所2 (市町村（行政区名）)	1	35		○	-	-	-	-	-
15			バンニング場所住所3 (町域名・番地)	1	35		○	-	-	-	-	-
16		項目非表示	大額・少額識別	1	1	画面コードに従い、大額少額識別を自動で補完する。 輸出申告事項登録における大額少額識別の入力の簡素化に伴い変更。	○	-	-	-	-	-
17		制限緩和 自動補完	AWB番号	1	35	海上の場合出力しない（許可内容変更申請（EAA、UAA）業務は海上貨物から航空貨物への 模替えを可能とするため対象外）（海上のみ）。 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う変更。	○	○	-	-	-	-
18	欄部	必須化 (条件付) 桁数増	輸出統計品目番号	1	9	少額申告等について、4桁入力に加え9桁入力も可能とし、9桁入力の場合は品名の自動補完を 行う。輸出申告（少額）におけるHS品目コードの入力可能化に伴う変更。	○	-	-	-	-	-



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（5）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

3. 出力項目（輸入）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA	MWA	TKA01	MIC	CTA	DCL01	AMA	KKA	HFC	TYC TZC
							輸入 申告	石油製品等 移出 (繰保出)	一括特例申 告	輸入マニ フェスト通 関申告	機用品 蔵入承認 申請	卸コンテナ リスト	修正 申告	関税等更正 請求	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
1	共通部	種別追加 必須化	識別符号	1	1	入力可能な種別を3種類に増やす。	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-
2		コード変更 桁数増	輸入者等 ※輸出入者コードを 使用している項目。	1	12 →17	コード変更（併せて桁数を12桁から17桁に増やす）。 コード変換された場合は、変換後のコードを出力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3		項目追加	蔵置税関	1	10	項目の新規追加（官署名）。入力された「通関予定蔵置 場コード」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
4			蔵置税関部門	1	2	項目の新規追加（部門コード）。「蔵置税関」及び入力 された「品目コード」等をもとにシステムが自動的に払い 出す。	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
5			税関事務管理人	1	17	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
6			税関事務管理人受理 番号	1	10	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
7			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加（入力値を出力）（「税関事務管理人」 に入力されたコードからも補充可能）	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
8			事前教示（評価）	2	7	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9			検査立会者	1	5	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
10			輸入者（入力）	1	12	項目の新規追加。コード変換された場合のみ入力値を出力 する。	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-
11			輸入取引者（入力）	1	12	項目の新規追加。コード変換された場合のみ入力値を出力 する。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（6）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

3. 出力項目（輸入）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA	MWA	TKA01	MIC	CTA	DCL01	AMA	KKA	HFC	TYC TZC
							輸入 申告	石油製品等 移出 (繰保出)	一括特例申 告	輸入マニ フェスト通 関申告	機用品 蔵入承認 申請	卸コンテナ リスト	修正 申告	関税等更正 請求	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
12	共通部	項目追加	荷主リファレンスナン バー	1	35	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
13			荷主セクションコード	1	20	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
14			個数単位コード	1	3	項目の新規追加（貨物DBの内容を出力）。「機用品蔵 入承認申請（CTA/CTC）業務の海上システムへの 拡大」にて検討。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
15			重量単位コード	1	3	項目の新規追加（貨物DBの内容を出力）。「機用品蔵 入承認申請（CTA/CTC）業務の海上システムへの 拡大」にて検討。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
16			積載船舶コード	1	9	項目の新規追加（貨物DBの内容を出力）。「機用品蔵 入承認申請（CTA/CTC）業務の海上システムへの 拡大」にて検討。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
17		桁数増	審査区分	1	3 →4	桁数を現状の3桁から4桁に増やす。4桁目を原紙提出 の判定項目として使用。 「T」：審査時に直画（原紙）提出要 「G」：許可後に直画（原紙）提出要 「M」：上記「T」、[G]が混在	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-
18			輸出の委託者名	1	39 →72	「包括評価受理番号」の1欄目に入力された、受理番号 に紐づく「輸出の委託者名」をシステムが自動的に払い 出す。「輸出者名」の桁数に併せて項目の桁数を39桁から 72桁に増やす。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19			包括保険番号	1	6 →8	桁数を現状の6桁から8桁に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20			貨物個数	1	6 →8	桁数を現状の6桁から8桁に増やす（「機用品蔵入承認 申請（CTA/CTC）業務の海上システムへの拡大」 の変更に併い追加）。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
21			貨物重量	1	8 →10	桁数を現状の8桁から10桁に増やす（「機用品蔵入承認 申請（CTA/CTC）業務の海上システムへの拡大」 の変更に併い追加）。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
22			積載機名	1	12 →35	桁数を現状の12桁から35桁に増やす（「機用品蔵入承認 申請（CTA/CTC）業務の海上システムへの拡大」 の変更に併い追加）。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回 WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（7）
----	----------	--	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

3. 出力項目（輸入）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA	MWA	TKA01	MIC	CTA	DCL01	AMA	KKA	HFC	TYC TZC
							輸入 申告	石油製品等 移出 (繰保出)	一括特例申 告	輸入マニ フェスト通 関申告	機用品 蔵入承認 申請	卸コンテナ リスト	修正 申告	関税等更正 請求	本船・ふ中 扱い承認申 請	他所蔵置許 可申請
23	共通部	制限緩和	B/L番号/AWB 番号	5	20 →35	桁数を現状の20桁から35桁に増やす（海上のみ）（入 力値を出力）	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○
24		桁数増 欄数増	包括評価補正式	1 →3	22 →35	桁数を現状の22桁から35桁に増やすと共に項目数を現 状の1欄から3欄に増やす。「包括評価申告受理番号」を もとにシステムが自動的に払い出す。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25		欄数増	輸入承認証等識別	5 →10	4	項目数を現状の5欄から10欄に増やす（入力値を出力）。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
26			輸入承認証番号等	5 →10	20	項目数を現状の5欄から10欄に増やす（入力値を出力）。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
27			包括評価申告受理番 号	1 →3	12	項目数を現状の1欄から3欄に増やす（入力値を出力）。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
28			包括評価標準式識別	1 →3	1	項目数を現状の1欄から3欄に増やす。「包括評価申告受 理番号」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29			包括評価補正区分 コード	1 →3	2	項目数を現状の1欄から3欄に増やす。「包括評価申告受 理番号」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	欄部	項目追加	事前教示（分類）	1	9	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31			事前教示（原産地）	1	7	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32		桁数増	原産地証明書識別	1	1 →4	桁数を現状の1桁から4桁に増やす（入力値を出力）。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-

VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回 WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（8）
----	----------	--	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

4. 出力項目（輸出）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務				
							EDA	UEA	MEC	CLR	HFC
							輸出 申告	別送品 輸出 申告	輸出マニ フェスト通 関申告	積コンテナ リスト	本船・ふ中 扱い承認申 請
1	共通部	項目追加	識別符号	1	1	入力可能な種別を3種類に増やす。	○	-	○	-	-
2		コード変更 桁数増	輸出者等 ※輸出入者コードを 使用している項目。	1	12 →17	コード変更（併せて桁数を12桁から17桁に増やす）。変換された場合は、変換後のコードを出力。	○	-	○	○	○
3		項目追加	蔵置税関	1	10	項目の新規追加（官署名）。入力された「通関予定蔵置場コード」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	○	○	-	-
4			蔵置税関部門	1	2	項目の新規追加（部門コード）。「蔵置税関」及び入力された「品目コード」等を基にシステムが自動的に払い出す。	○	○	○	-	-
5			税関事務管理人	1	17	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	-	○
6			税関事務管理人受理 番号	1	10	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	-	○
7			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加（入力値を出力（「税関事務管理人」に入力されたコードからも補充可能））。	○	○	○	-	○
8			検査立会者	1	5	項目の新規追加。コード変換された場合のみ入力値を出力する。	○	○	○	-	-
9			輸出者（入力）	1	12	項目の新規追加。	○	-	○	-	-
10			荷主リファレンスナ ンバー	1	35	項目の新規追加。	○	-	○	-	-
11			荷主セクションコ ード	1	20	項目の新規追加。	○	-	○	-	-
12		桁数増	審査区分	1	3→4	桁数を現状の3桁から4桁に増やす。4桁目を原紙提出の判定項目として使用。	○	○	○	-	-
13			バンニング場所コ ード	5	12 →17	桁数を現状の12桁から17桁に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-

VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 1. 入出力項目の見直し（9）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	---------------------------------------

詳細仕様検討結果

4. 出力項目（輸出）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務				
							EDA	UEA	MEC	CLR	HFC
							輸出申告	別送品輸出申告	輸出マニフェスト通関申告	積コンテナリスト	本船・ふ中扱い承認申請
14	共通部	欄数増	輸出承認証等識別	5 →15	4	項目数を現状の5欄から15欄に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-
15			輸出承認証番号等	5 →15	20	項目数を現状の5欄から15欄に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-
16	欄部	項目非出力	AWB番号	1	35	海上の場合は出力しない。 許可内容変更申請（EAA、UAA）業務は海上貨物から航空貨物への積替えを可能とするため対象外（海上のみ）。 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う変更。	○	○	-	-	-
17	欄部	制限欄和自動補充	輸出統計品目番号	1	9	少額申告等について、9桁出力も可能とし、9桁の場合は品名の自動補充を行う（入力値を出力）。 輸出申告（少額）におけるHS品目コードの入力可能化に伴う変更。	○	-	-	-	-

VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 2. 原産地証明書識別の4桁化（1）
----	----------	--------------------------------------	----	--------------	--

- ・ 輸入申告等の入力項目である「原産地証明書識別」欄についてコード体系の見直しを図ると共に桁数を4桁とする。

詳細仕様検討結果

輸入申告等の入力項目である「原産地証明書識別」欄については、現行NACCSでは1桁で運用しているが、以下の理由により、将来的にコードが枯渇する可能性が高いため、コード体系の見直しを図ると共に桁数を4桁とする。

→ 発効又は署名済みEPA（発効：14か国・地域、署名済：1か国）

国名等	発効等年月	国名等	発効等年月	国名等	発効等年月
シンガポール	2002年11月発効	インドネシア	2008年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
メキシコ	2005年 4月発効	ブルネイ	2008年 7月発効	インド	2011年 8月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ASEAN（物品貿易）	2008年12月発効	ペルー	2012年 3月発効
チリ	2007年 9月発効	フィリピン	2008年12月発効	豪州	2015年 1月発効
タイ	2007年11月発効	スイス	2009年 9月発効	モンゴル	2015年 2月署名

→ 交渉中（7か国・地域）

国名等	国名等	国名等
トルコ	コロンビア	RCEP：東アジア地域包括的経済連携
カナダ	日中韓	TPP：環太平洋パートナーシップ協定
EU		

（参考）TPPは平成27年10月に大筋合意。
その他、GCC（湾岸協力理事会）とは交渉延期、韓国とは交渉中断中。

→ EPAの増加、自己申告制度等の導入等に伴い、入力コードの選択が複雑となっていることから、更改を機にコードの整理を行い、より分かりやすい体系に変更するとともに、適切なコード体系であることのチェックを可能とする。

EPA	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度	EPA	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度	EPA	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度
シンガポール	○			インドネシア	○			ベトナム	○		
メキシコ	○	○		ブルネイ	○			インド	○		
マレーシア	○			ASEAN	○			ペルー	○	○	
チリ	○			フィリピン	○			豪州	○		○
タイ	○			スイス	○	○					

VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 WG 第20回 第21回	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 2. 原産地証明書識別の4桁化（2）
----	----------	---	--------------	--

詳細仕様検討結果

次期（第6次）NACCSでは、以下のとおり4桁化する。

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（4桁）の体系 = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別	原産地証明者等区分	貨物の種類
WK 国定・WTO協定	T 輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	G 協定用原産地証明書の提出がある貨物【CO等を提出】
GS 一般特惠	A 認定輸出者による自己証明（原産地申告）	R 貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【CO等提出なし】
SG 日シンガポール経済連携協定	P 製造者による原産品申告書	S 輸入割当等公表告示三－8に規定する原産地証明書がある貨物【CO等を提出】
MX 日メキシコ経済連携協定	E 輸出者による原産品申告書	N 原産地が確認できない貨物【CO等提出なし】
MY 日マレーシア経済連携協定	I 輸入者による原産品申告書	A 自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】
PH 日フィリピン経済連携協定	O 原産地証明書等の提出が不要な場合	J 自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等及び自国関与証明書を提出】
CL 日チリ経済連携協定	※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む	B 自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等及び累積加工製造証明書を提出】
TH 日タイ経済連携協定	・将来新たな区分が発生した場合も対応が可能。 ・現在、記事（税関）欄等に入力している事項の項目化	P 自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等を提出】
BN 日ブルネイ経済連携協定	・現在28種類あるコードを18種類に整理（10コード削除）	C 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】
ID 日インドネシア経済連携協定		T 少額貨物扱い【CO等提出なし】
VN 日ベトナム経済連携協定		M 特惠用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物
CH 日スイス経済連携協定		1 E P A関税制当品目で、E P A関税証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【E P A関税証明書及びCO等を提出】
IN 日インド包括的経済連携協定		2 E P A関税制当品目でE P A関税証明書があり、少額扱い貨物【E P A関税証明書提出、CO等提出なし】
PE 日ペルー経済連携協定		3 E P A関税制当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【E P A関税証明書提出、CO等提出なし】
AU 日オーストラリア経済連携協定		4 E P Aに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【CO等を提出】
AS 日アセアン包括的経済連携協定	E P A単位にコードを付与することにより選択が容易となる。	5 少額扱い貨物【CO等提出なし】
		6 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】
		7 E P Aに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回 WG 第20回 第21回	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し 2. 原産地証明書識別の4桁化（3）
----	----------	---	--------------	--

詳細仕様検討結果

チェック仕様の例

識別コードの変更に併せて、「4桁」の入力が行われた場合、システムにおいて当該4桁の整合性等の組み合わせチェック機能を提供する。具体的には、組み合わせが想定される（可能な）コード体系をあらかじめ設定し、当該コード体系に該当しない場合は、適正なコード入力ではないとして、エラー処理とする。以下に日豪E P Aを例に示す。

適用する税率	パターン	原産地（申告）種別	原産地証明者等区分	貨物の種類	処理結果
協定税率	○	WK	O	R	正常処理
	×	WK	<u>E</u>	R	エラー（協定税率で「E」の選択は不可）
E P A税率 （E P A関税制当品目で輸入者の原産品申告書有の場合）	○	AU	I	1	正常処理
	×	AU	<u>O</u>	1	エラー（原産地証明者等区分が不適切）
	×	<u>AS</u>	I	1	エラー（原産地種別が不適切）

コードの簡易入力

下表の原産地証明書識別コードについては、簡易なコードでの入力を可能とする。

	原産地証明書識別コード	簡易入力コード
1	WKOR	R
2	WKON	N



VI 主な詳細仕様検討結果（通関）

通関	海上	第15回WG	基本IV-6-他	「輸入申告事項登録（IDA）」業務における入港日のブランク化（自動補完）
----	----	--------	----------	--------------------------------------

- ・海上における「輸入申告事項登録（IDA）」業務等において、「入港年月日」欄のブランク化を可能とし、申告時点で「入港年月日」を自動補完する機能の追加を実施する。

詳細仕様検討結果

海上においても、「入港年月日」欄をブランクのまま輸入申告事項登録及び後続の予備申告を実施することを可能とし、通常申告又は本申告時に、貨物情報から入港年月日を自動補完することとする。対象業務は以下のとおり。

- ①「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ②「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ③「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務（予備申告中のみ）
- ④「輸入申告（IDC）」業務
- ⑤「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務

変更となるパターン

IDA業務時の処理結果		航空	海上	
			現行	次期
貨物DBなし		正常終了	エラー	正常終了
貨物DBあり	入港年月日の登録無し	正常終了	エラー	正常終了
	入港年月日の登録有り	正常終了（自動補完）	正常終了（自動補完）	正常終了（申告時に補完）

変更イメージ

